

正当な理由の範囲

介護保険事業者番号	2 3	記載担当者氏名
-----------	-----	---------

算定結果が80%を超えた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は特定事業所集中減算の対象外とする。②及び③に該当しない場合は、算定結果が80%を超えたサービスごとに、以下のいずれかに該当すること。また、⑤～⑨については正当な理由に該当するケアプランを除外して計算することとし、⑥～⑧については※の要件も満たすこと。

<p>①【全サービス共通】</p> <p>当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、対象となるサービス種別の事業所が5事業所未満である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通常の事業の実施地域</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>①該当サービス</td> <td></td> </tr> </table>	通常の事業の実施地域		①該当サービス		はい・いいえ
通常の事業の実施地域					
①該当サービス					
② 当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。	はい・いいえ				
③ 判定期間における月平均のケアプラン数（介護予防を除く）が20件以下である。	はい・いいえ				
<p>④【全サービス共通】</p> <p>サービス毎に計算した場合に、対象となるサービス種別を位置付けているプラン件数が、判定期間におけるひと月当たりの平均で10件以下である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">④該当サービス</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>	④該当サービス		はい・いいえ		
④該当サービス					
<p>⑤【全サービス共通】</p> <p>サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると思われる場合であって、地域ケア会議等で支援内容の意見・助言を受けているケアプランを除外し、計算すると算定結果が80%以下となる。</p>	はい・いいえ				
<p>※当該居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に受審し、判定時に除外する居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている。</p>	はい・いいえ				
<p>⑥【訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）、訪問看護】</p> <p>紹介率最高法人の事業所のうち、</p> <p><訪問介護> 特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p><通所介護> 栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の3加算を全て算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p><訪問看護> 看護体制強化加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。</p>	はい・いいえ				
<p>⑦【訪問介護】</p> <p>紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助の行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満であり、当該事業所の通院等乗降介助を記載しているケアプランを除外し、計算すると80%以下となる。</p>	はい・いいえ				
<p>⑧【通所系・短期入所（利用）系介護サービス共通】</p> <p>紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として、利用者の居宅から最も近い事業所であるということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者がいる場合、該当するケアプランを除外し、計算すると算定結果が80%以下となる。</p> <p>（⑧は通所介護（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用型特定施設入居者生活介護、短期利用型小規模多機能型居宅介護、短期利用型認知症対応型共同生活介護、短期利用型地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用型看護小規模多機能型居宅介護が該当する。）</p>	はい・いいえ				
<p>⑨【医療系サービス共通】</p> <p>紹介率最高法人の事業所のうち、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護の事業所が、情報公表制度における訪問調査を自主的に受審している場合であって、当該居宅介護支援事業所においても情報公表制度における訪問調査を自主的に受審している場合には、該当する医療系サービス事業所を除外し、計算すると80%以下となる。</p>	はい・いいえ				

※「情報公表制度における訪問調査を自主的に受審」とは、愛知県が指定した指定調査機関による情報公表の訪問調査を受けることを指し、指定調査機関による調査であれば義務調査も対象となります。

※情報公表の訪問調査は、調査を受審する年度の後期判定分と翌年度の前期判定分のみ特定事業所集中減算の正当な理由として認められます。（平成29年度に調査申し込みを行った場合、平成29年度後期判定分及び平成30年度前期判定分に適用）

【計算】⑤⑥⑦⑧⑨に該当する場合は、サービスごとに計算すること

イ：ハのうち、紹介率最高法人が計画に含まれているケアプラン件数

ロ：イのうち、⑥⑨の該当事業所及び⑤⑦⑧の該当ケアプランを除いたケアプラン件数

（⑦は通院等乗降介助、⑧は近距離であることが位置付けられたケアプランのみ除外できます）

ハ：該当サービスを位置付けたケアプラン件数

サービス名	正当な理由の番号						合計	判定結果 a÷b×100
	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
判定期間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	判定結果 a÷b×100
	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
イ							0	#DIV/0!
ロ							0	
ハ							0	